

社会福祉法人 札幌三和福祉会  
理事・監事・評議員 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人札幌三和福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について必要な事項を定める。

(理事報酬の対象)

- 第2条 理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 理事長が理事会以外で、法人業務及び法人が実施する障害福祉事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
  - 3 理事が、理事会以外で、理事長の命により法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
  - 4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。
  - 5 その他、法人第三者委員が必要に応じた業務にあたった場合も理事に準じて取り扱う

(監事報酬の対象)

- 第3条 監事が理事会に出席したとき、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 監事が監査業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。  
但し、公認会計士を監事に委嘱する場合の報酬については、50万円を上限に理事長はあらかじめ評議員会に諮り、その議決にもとづいて年額報酬額を決定することができる。
  - 3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(評議員報酬の対象)

- 第4条 評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(支払方法)

第5条 第2条及び第3条にもとづく支払方法は、現金又は銀行口座振込により当該役員に支払うものとする。

(会計処理)

第6条 本規程の予算は法人本部会計にもとづき、役員報酬として処理する。

(除外規程)

- 第7条 本規程の執行に際しては、法人本部の予算に余裕のあるときに限り支払うもので、予算のないときはこの限りでない。
- 2 事業の職員を兼務する役員は、この規定は適用しない。

別表1（第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項関係）

名 称	報 酬 (源泉所得税控除後)	費用弁償
理事会出席報酬等	10,000円	3,000円
評議員会出席報酬	10,000円	3,000円

別表2（第2条第2項及び第3項、第3条第2項関係）

名 称	報 酬 (源泉所得税控除後)	費用弁償
理事長業務報酬等	1時間当たり 5,000円	実費弁償
理事業務報酬等	10,000円	3,000円
監事業務報酬等	10,000円	3,000円
第三者委員	10,000円	3,000円

## 付 則

この規程は平成10年 4月 1日より施行する。

改正 平成15年12月 1日

改正 平成21年 1月29日

改正 平成21年 4月 1日

改正 平成27年10月26日

改正 平成29年 6月16日

改正 平成31年 4月 1日